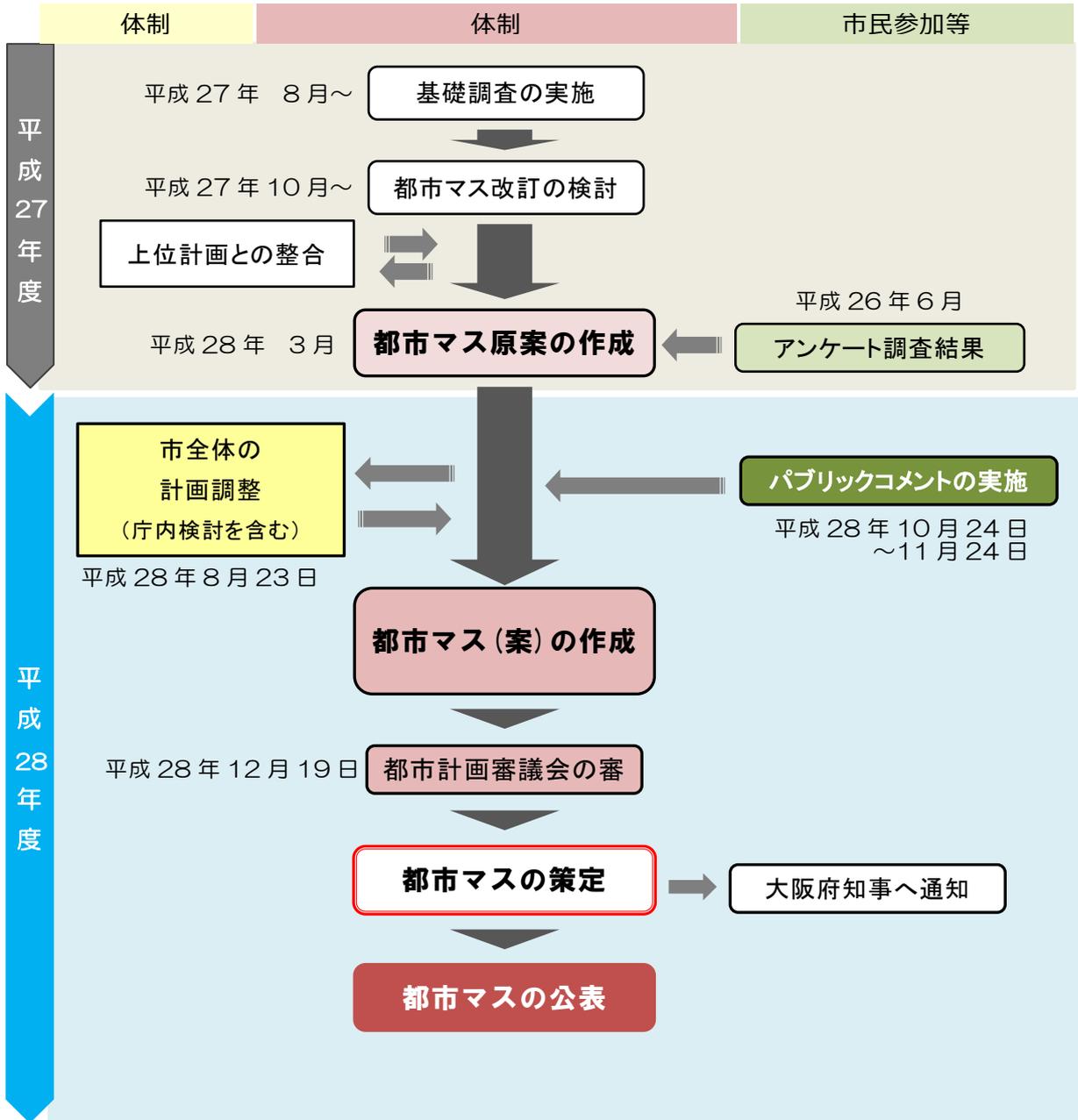


参考資料



1 策定までの流れ

1-1 策定までの流れ



※庁内会議（平成28年8月23日）の参加部署

- | | | | | |
|----------|---------|-----------|---------|----------|
| ● 企画調整課 | ● 総務課 | ● 地域協働課 | ● 産業観光課 | ● 危機管理課 |
| ● 建設課 | ● 生活環境課 | ● 生活福祉課 | ● 高齢福祉課 | ● 障がい福祉課 |
| ● 子ども政策課 | ● 手当医療課 | ● 教育環境整備室 | ● 教育総務課 | ● 地域教育課 |
| ● 工務課 | ● 下水道課 | | | |

1-2 名簿

四條畷市都市計画審議会委員名簿

(平成29年3月現在)

役職	氏名	区分
会長	吉川 耕司	学識経験を有する者
副会長	菅 久子	〃
委員	大矢 克己	市議会議員
委員	小原 達朗	〃
委員	岸田 敦子	〃
委員	藤本 美佐子	〃
委員	渡辺 裕	〃
委員	山下 克己	一般市民
委員	山本 啓一郎	〃
委員	犬伏 令子	学識経験を有する者
委員	榎原 芳子	〃
委員	木村 岐代子	〃
委員	田中 一成	〃
委員	中尾 仁	〃
委員	村川 春水	〃

(敬称略、順不同)

〈市関連計画の概要〉

・四條畷市住生活基本計画（住宅マスタープラン）

住まいや住生活分野の基本理念や基本目標を定めた計画で、住宅施策の検討や良質な住宅ストックの形成及び良好な住環境の形成を計画的に行うことを主旨とし、平成26年3月に策定された。

・四條畷市人口ビジョン

本市の人口動態の現状や地域特性などを分析し、めざすべき将来の方向と人口の展望を提示したもので、平成27年10月に策定された。「第6次四條畷市総合計画（以下、総合計画）」を踏まえ、平成27年（2015）年度から総合計画のまちづくり長期計画の計画期間である平成62年（2050年）年度までの35年を対象期間としている。

・四條畷市総合戦略

国が示す地方創生の趣旨を鑑み、産学金労の代表者を構成員とする総合戦略協議会での議論を経て、平成27年10月に、平成31年度を目標とした総合戦略が策定された。

人口減少の抑止と活力湧く地域社会の実現を基本的な方向に掲げている。また、総合計画を踏まえつつ、「子どもたちのすこやかな育ちを応援」と「魅力と活力にあふれるまちづくり」を短期的な重点方針として、取り組むこととしている。

・四條畷市公共施設等総合管理計画

「第6次四條畷市総合計画」を踏まえつつ、今後進展する人口減少や少子高齢化による公共施設等の利用需要の変化、老朽化による施設更新など、公共施設全体を俯瞰的な視点を持つことが必要であることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をめざすことを目的に、平成28年12月に策定された。

・四條畷市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定された。市民・事業所・行政が連携して災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、「災害に強い安全なまちづくり」をめざす。

・四條畷市まちづくり長期計画

教育施設を含む公共施設の老朽化による建物更新に加え、超少子高齢化や人口減少社会の到来で、学校の統廃合の必要性があることから、本計画では学校統廃合を契機とする都市構造の強化に向けた公共施設の再編整備のあり方や民間資金・民間のノウハウ活用による効率的・効果的な整備の可能性の検討を行っている。

〈用語集〉

[あ] 行

●アメニティ

快適さ。住環境や生活に結びつけた環境全般の便利さや快適さ。

●オープンスペース

都市の中のゆとりのある空間。公開空地。公園、広場など。

[か] 行

●街区公園

主に児童や高齢者等の利用のための公園で、おおむね面積が0.25ha規模の公園。

●関西文化学術研究都市

京都、大阪、奈良の3府県（5市3町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

本市では「田原地区」と「清滝・室池地区」が文化学術研究地区に指定されている。

●近郊緑地保全区域

近畿圏の近郊緑地について、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第5条の規定に基づき指定される。

●近隣公園

主に近隣に居住する者の利用のための公園で、おおむね面積が2ha規模の公園。

●建ぺい率

建築物の建築面積（建築物の水平投影面積）の敷地面積に対する割合。

●交通バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもの。

●国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年に一度実施される。国勢調査の結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、様々な施策の計画策定などに利用されている。

[さ] 行

●砂防指定地域

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域

●市街化区域

すでに市街地を形成している区域や、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防止し、市街化を抑制する区域。原則としてあらゆる開発が許可の対象となる。

●自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的した自然公園法に基づき規模や景観の程度などにより、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に区分される。

●シビックエリア

官庁や公共施設などが集まる地域。

●準防火地域

都市計画法第9条において、市街地における火災の危険を防除するために定める地域。

●生産緑地

公害及び災害の防止や農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成・環境保全などの目的で、計画的に保全を図る市街化区域内の農地・森林など。

●ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

インターネット上で様々なつながりを作っていくサービスのこと。フェイスブック（Facebook）・ツイッター（Twitter）などが有名で、SNS（Social Networking Service）とも言われる。

●ゾーニング

各地域を用途別や地域の特性などによって区画すること。

[た] 行

●宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出による災害が発生するおそれがある区域。宅地造成等規制法に基づいて、都道府県知事等が指定する。その区域内で行われる宅地造成に関する工事が安全に施行されるよう許可制度を設けるとともに、危険と認められる宅地に対して勧告等を行うことにより、宅地造成に伴う災害の防止を図る。

●地区計画

それぞれの地域特性や住民の意見を踏まえ、住民と行政とが連携しながら、地区のめざすべき方向や将来像などを設定し、実現に向けてまちづくりを進めていく手法。細街路や小公園の配置、建物の用途やデザイン等、きめこまやかな制限内容等を決める。

●土地区画整理事業

市街地の総合的な整備、造成を目的とする代表的な市街地整備手法で、土地の交換分合、区画形状の変更などを実施して、面的整備を図るもの

[な] 行

●ノーマライゼーション

障害者も健常者も、高齢者も若者も、共に住み共に生活できるような社会にすべきであるという考え方

[は] 行

●保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的のために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

[や] 行

●用途地域

都市内の土地の合理的利用や良好な市街地環境の整備を図っていくため、都市計画法、建築基準法に基づき、それぞれの区域の利用目的別に、原則的に建てられない建築物や建ぺい率、容積率などを定めている。

[ら] 行

●ライフライン

都市生活の機能を保つのに不可欠な生命線。電気、ガス、水道、通信、輸送などの供給施設。